

出典：沖縄県ホームページ  
(知事公室 基地対策課)

[ホーム](#) > [基地](#) > [米軍基地](#) > [知事公室 基地対策課](#) > 米軍提供施設・区域の概要

更新日:2016年1月12日

## 米軍提供施設・区域の概要



戦後約70年を経た現在もなお、国土面積のわずか0.6%に過ぎない狭い沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約74%に及ぶ広大な面積の米軍基地が存在しています。

米軍基地は、県土面積の約10%を占めています。とりわけ人口や産業の集積する沖縄本島においては約18%を占めています。

- 施設数:33
- 施設面積:23,098ha
- 米軍専用施設数:32
- 米軍専用施設面積:22,730ha
- 軍人:軍属・家族数合計:47,300人
- 軍人:25,843人
- 軍属:1,994人
- 家族:19,463人

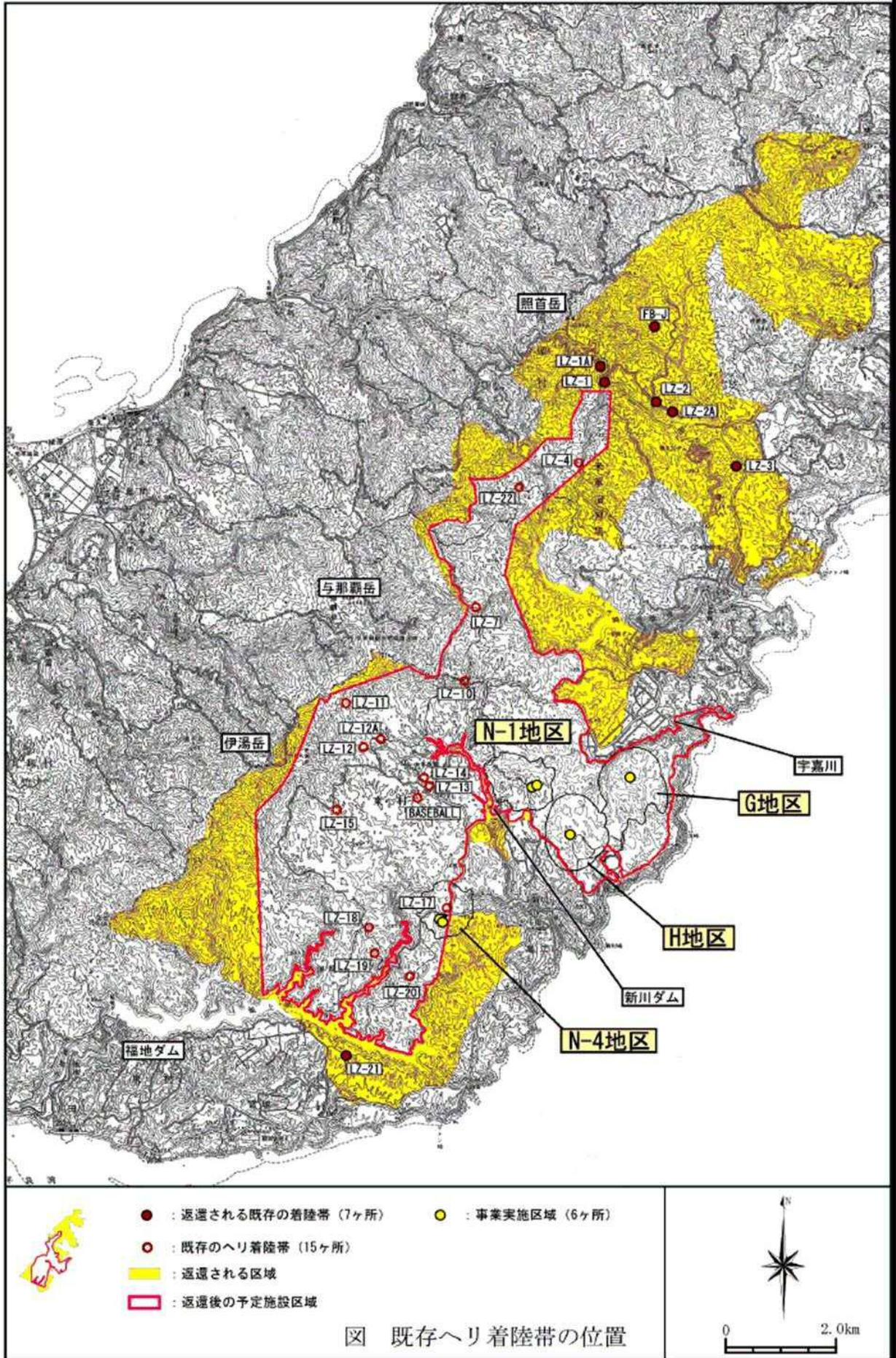
施設数・面積は、平成26年3月末現在。軍人数等については、平成23年6月末現在の数字である。

## ◎ 米軍北部訓練場ヘリパッド建設をめぐる主な動き

- 平成 8(1996)年 12 月 平成 7 年 9 月の沖縄県での米兵による少女暴行事件を契機に、日米両政府が米軍基地の整理・縮小を協議するために設置した特別行動委員会の最終報告に、ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から残余の部分に移設することを条件に、北部訓練場の過半が返還されることが盛り込まれた。
- 平成 11(1999)年 4 月 7 箇所へのヘリコプター着陸帯の移設などの後、返還することで日米合同委員会で合意
- 平成 14(2002)年 6 月 沖縄県環境影響評価条例に準じた環境影響評価の手続を開始
- 平成 18(2006)年 2 月 平成 11(1999)年 4 月の合意に関し、ヘリコプター着陸帯を 7 箇所から 6 箇所に、造成規模を直径 7.5m から 4.5m に変更することを日米合同委員会で合意
- 平成 19(2007)年 2 月～3 月 補正後の環境影響評価図書の公表・閲覧（着工前における環境影響評価手続の事実上の完了）
- 3 月 ヘリコプター着陸帯（6 箇所のうち 3 箇所）の建設の実施について日米合同委員会で合意
- 7 月 着工
- 平成 20(2008)年 1 月 ヘリコプター着陸帯（残り 3 箇所）の建設の実施について日米合同委員会で合意
- 平成 25(2013)年 3 月 ヘリコプター着陸帯 1 箇所目完成
- 9 月 普天間飛行場での旧型機から MV-22 オスプレイへの更新配備完了
- 平成 26(2014)年 7 月 ヘリコプター着陸帯 2 箇所目完成
- 平成 27(2015)年 2 月 完成したヘリコプター着陸帯 2 箇所を米軍に提供
- 平成 28(2016)年 7 月 工事再開に向け工事関係資機材を搬入。沖縄県警機動隊が搬入ゲート前で建設に反対する住民を排除
- 沖縄県議会による米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書可決
- 工事再開（残る 4 箇所について着工）。沖縄県外の都府県からも機動隊が派遣され、反対する市民ともみあい
- 10 月 大阪府警機動隊員による不適切発言
- 12 月 ヘリコプター着陸帯の残りの 4 箇所が完成
- 北部訓練場の過半（約 7,500ha のうち約 4,000ha）を返還

出典：沖縄県ホームページ

(平成25年度第8回沖縄県環境影響評価審査会資料より)



## 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書

米軍北部訓練場においては、東村高江の集落を囲むようにヘリパッドの建設が計画され強行されているが、ヘリパッドの建設は当該地域の自然環境や住民生活へ悪影響を及ぼすものであり、オスプレイの欠陥・危険性に対する県民の不安が増している。

このような中、沖縄防衛局は、東村高江のN4地区の2カ所のヘリパッドを完成させ、平成27年2月に米軍に先行提供し、米軍によるオスプレイの訓練が急増した。オスプレイは昼夜を問わず民間地域の上空を低空飛行し、住民は身体的にも精神的にも限界を超えた騒音・低周波を浴び続け、学校を欠席する児童もいる。

また、沖縄防衛局は、ヘリパッド建設工事再開に向け、去る7月11日早朝から県警の機動隊を投入してヘリパッド建設工事に反対する住民らを排除し、工事関係資機材の基地内への搬入を強行するとともに、全国から警察官の大量動員を始めており、このような政府の姿勢は許されるものではない。

県議会はこれまでも欠陥機オスプレイの配備撤回及び海兵隊の撤退を求める意見書を可決してきたところであり、海兵隊の訓練施設であるヘリパッド（オスプレイヘリパッド）建設は到底容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、政府が米軍北部訓練場ヘリパッド建設を強行に進めることに対し厳重に抗議するとともに、建設を直ちに中止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月21日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
防 衛 大 臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て